○国土交通省告示第百八十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
東北縦貫自動車道弘前線	栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺字石橋一五六七番五から同県下都賀郡岩舟町大字小野寺字東沢二八九一番三まで	前	最大 一四五	三、四〇六
			最小 三四	
		後	最大 一四五	
			最小 三五	
	栃木市小野口町字八幡沢一〇三三番四から同市小野口町字八幡沢一〇三三番一三まで	前	最大 五八	三〇
			最小 四七	
		後	最大 六一	
			最小 四八	

○国土交通省告示第百八十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
近畿自動車道伊勢線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字供木四四二五番から同市中川区島井町七六番三まで	最大 七八	四〇四
		最小 六	
	愛知県海部郡大治町大字砂子字長田一一六六番一から同県海部郡大治町大字砂子字長田一二五四番・一二五五番合併まで	最大 七九	二六四
		最小 一九	
	愛知県海部郡飛島村木場一丁目一番一から同県海部郡飛島村木場二丁目六七番一まで	最大 二四三	四一七
		最小 六	

○国土交通省告示第百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

竹中川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の竹中川の中心線から左岸四メートル右岸五メートルまでの土地の区域（平成二十年国土交通省告示第七百三十三号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

字名	地番	標柱番号
鹿児島県姶良郡湧水町川添		
字石原	二五九四番一	一号
	二五九二番二	二号
字桑原	一一八六番四	三号
	一一八六番一	四号
	一一八五番地先河川敷	五号及び六号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

垂水の小川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

字名	地番	標柱番号
鹿児島県肝属郡肝付町北方		
字平松	二三〇〇番九	一号
	二三〇〇番一〇	二号
	二三〇〇番一一	三号
	二三〇〇番五〇	四号
	二三〇〇番一九	五号
	二三〇〇番一五	六号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

加世間沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第千四百二十号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

字名	地番	標柱番号
鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木		
字加世間	一七六七番	一号
	一七六六番	二号
	一七六五番	十三号
	一七六四番二	十四号
字ハチ坊	一八九六番	三号
	一八九七番一	四号
	一八八八番	五号
	一八七九番二	六号及び七号
	一九〇七番一	八号及び九号
	一九一一番一	十号
	一九〇八番	十一号
	一八七九番三	十二号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

加世間小川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

字名	地番	標柱番号
鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木		
字ハチ坊	一八八四番	一号
	一八八三番	二号
	一八七九番二	三号
	一八八八番	四号
	一八九七番二	五号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西阿室川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地（昭和五十四年建設省告示第九百九号で指定した同号三十四で掲げる土地の区域を除く。）

字名	地番	標柱番号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字西阿室		
字川内原	二〇〇三番四	一号
	二〇〇三番六	二号
字皆田原	二〇〇五番二	三号
字水黒原	三八三番四	四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

字名	地番	標柱番号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字西阿室		
字山田原	四二八番四地先道路敷	一号
	四二八番四	二号
	四二三番一	三号
	四五二番一地先道路敷	四号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

字名	地番	標柱番号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字西阿室		
字牛野原	四二〇番一	五号及び六号
	四〇八番二	七号
	四〇九番	八号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱九号から十三号までを順次結んだ線及び標柱九号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

字名	地番	標柱番号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字西阿室		
字黒又原	四〇四番一	九号
	四〇三番	十号及び十一号
	三八五番	十二号
	三八四番四	十三号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

嘉渡第二小川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

鹿児島県大島郡龍郷町嘉渡字前平二五八四番二地内四等三角点前平を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から		標柱番号
七七〇・八六一メートルの地点	標柱一号から一二〇度一〇分五七秒 七〇・九一三メートルの地点	一号
	標柱二号から九三度三八分三七秒 三三・四五一メートルの地点	二号
	標柱三号から九七度二四分〇九秒 二〇・五六〇メートルの地点	三号
		四号